

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県教育委員会から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年8月9日

石川県監査委員 不破大仁
同 一川政之
同 村上勝
同 作田有子

(別紙)

翠高第3号
令和6年7月8日

石川県監査委員様

石川県教育委員会

令和6年6月28日付け石監査第83-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
期末手当の支出事務において、支出金額が誤っているものがあつた。 今後このようなことがないよう十分注意すること。	翠星高等学校	今回の戻入が発生したことについて、今後は、支出書類に積算方法や計算式を記入するだけでなく、根拠通知などを添付した上で、計算に使用する数値がわかる資料を作成し、複数人で計算が正しいかチェックすることにより、同様なミスの再発を防止するように努めます。

七高委第28号
令和6年7月12日

石川県監査委員様

石川県教育委員会

令和6年6月28日付け石監査第83-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>地域手当の支給において、支払時期が遅延したものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。</p>	<p>七尾高等学校</p>	<p>地域手当の支給・停止について引継書に記載することにより、異動前後の担当者が当該事務を再認識し、事務が漏れないようにする。 また、担当者に限らず、人事異動に伴う事務を所属内で共有することにより、再発防止に努める。</p>